

d カード利用規約（会員規約）（カード会員番号が「4363」、「5344」又は「5365」からはじまる d カードにかかる d カード利用規約（会員規約））の一部改正

[改正]	[現行]
<p>本規約は、d カード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。</p> <p>第1部 一般条項 第1章（略）</p> <p>〈第2章 d カード契約の締結〉 第4条～第8条（略） 第9条（年会費） 1・2（略） 3 お支払いいただいた年会費は、本規約に別段の定めがある場合<u>又は当社が別に定める場合</u>を除き、理由の如何を問わず返還しません。</p> <p>第10条（総利用枠・各利用枠） 1～4（略） 5 当社は、本会員の信用状態が悪化したと認めた場合、当社が定める所定の期限毎に総利用枠又は各利用枠の見直しを行った結果により当社が必要と認めた場合、d カードサービス又は当社が提供する他の金融・決済サービスに関し、マネー・ローンダーリング（その前提犯罪も含む）、テロ資金供与、拡散金融若しくは経済制裁等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると当社が判断したとき及び貸金業法、割賦販売法、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、その他マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、経済制裁<u>関係法令等</u>（運用基準、告示、ガイドライン等を含みますが、これらに限りません。以下、総称して「<u>犯収法等</u>」といいます）により当社が必要と認めた場合、又は当社が定める本人確認等手続きが完了しない場合等、当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず本条に定める総利用枠又は各利用枠を減額すること（その額を0円とすることを含みます）又はこれらの枠に係る d カードサービスについて利用停止の措置を講ずることができます。</p>	<p>本規約は、d カード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。</p> <p>第1部 一般条項 第1章（略）</p> <p>〈第2章 d カード契約の締結〉 第4条～第8条（略） 第9条（年会費） 1・2（略） 3 お支払いいただいた年会費は、本規約に別段の定めがある場合を除き、理由の如何を問わず返還しません。</p> <p>第10条（総利用枠・各利用枠） 1～4（略） 5 当社は、本会員の信用状態が悪化したと認めた場合、当社が定める所定の期限毎に総利用枠又は各利用枠の見直しを行った結果により当社が必要と認めた場合、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、その他マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、経済制裁<u>関係法令等</u>（運用基準、告示、ガイドライン等を含みますが、これらに限りません。以下、総称して「<u>犯収法等</u>」といいます）により当社が必要と認めた場合、又は当社が定める本人確認等手続きが完了しない場合等、当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず本条に定める総利用枠又は各利用枠を減額すること（その額を0円とすることを含みます）又はこれらの枠に係る d カードサービスについて利用停止の措置を講ずることができます。</p>

合には、特段の通知を要せず本条に定める総利用枠又は各利用枠を減額すること（その額を0円とすることを含みます）又はこれらの枠に係るdカードサービスについて利用停止の措置を講ずることができます。

6～9（略）

第11条～第14条（略）

〈第3章 dカードサービスに関する管理等〉

第15条（略）

第16条（dカードの有効期限と更新）

1～5（略）

6 会員は、dカードの有効期限の更新やサービス区分の変更等により会員番号又はその有効期限等が変更された場合であって当社が必要と判断したときに、会員に代わって当社が、変更後の会員番号及び有効期限等を加盟店（加盟店がdカードサービスの利用を可能とするため契約締結する決済代行会社、提携クレジット会社等の、当社以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知する場合があることについて、あらかじめご承諾いただきます。

第16条の2～第25条（略）

第26条（不正利用への対応等）

1～5（略）

6 会員は、当社が必要であると判断したときに、第三者によるdカードサービスの不正利用が行われている可能性がある、若しくは行われた可能性があること（以下「不正利用に関する情報」といいます）について、加盟店（本項において、加盟店がdカードサービスの利用を可能とするため契約締結する決済代行会社、提携クレジット会社等の、当社以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知する場合があることについてあらかじめご承諾いただきます。この場合、加盟店から会員に対し、不正利用に関する情報を通知し、当社へ問い合わせをするよう案内することができます。

6～9（略）

第11条～第14条（略）

〈第3章 dカードサービスに関する管理等〉

第15条（略）

第16条（dカードの有効期限と更新）

1～5（略）

（新設）

第16条の2～第25条（略）

第26条（不正利用への対応等）

1～5（略）

（新設）

<p>第27条（保障制度）</p> <p>1 第24条第3項本文の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難等により他人にケータイID又はdカードを使用された場合であって、同条第1項又は第2項の当社及び警察への届出がなされたとき、又は前条第2項又は第3項の当社への届出がなされ、当社が第三者によるdカードサービスの不正利用（紛失・盗難等に起因する場合を除く）があったと判断したときは、本条第3項に定める各事由に該当する場合を除き、当社は、本会員が被るそのdカード利用代金相当の損害を補てんします。</p> <p>2～6（略）</p> <p>〈第4章 dカード利用代金等の決済方法〉（略）</p> <p>〈第5章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉</p> <p>第34条（略）</p> <p>第35条（dカードサービスの利用停止）</p> <p>1（略）</p> <p>2 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、会員のdカードサービスの一部又は全部について利用停止の措置を採ることがあります。また、第2号から第6号までによるdカードサービスの利用停止の措置を採る場合には、加盟店又はATM機等を通じてdカードの回収を行なありますが。この場合、会員は、異議なく回収に応じていただきます。</p> <p>（1）～（9）（略）</p> <p>（10）<u>dカードサービス又は当社が提供する他の金融・決済サービスに関し、マネーローンダリング（その前提犯罪も含む）、テロ資金供与、拡散金融若しくは経済制裁等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると当社が判断したとき、並びに第10条第5項に定める関連法令等を遵守するために当社が必要と判断したとき</u></p> <p>（11）（略）</p>	<p>第27条（保障制度）</p> <p>1 第24条第3項本文の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難等により他人にケータイID又はdカードを使用された場合であって、同条第1項又は第2項の当社及び警察への届出がなされたとき、又は前条第2項又は第3項の当社への届出がなされ、<u>第5項に基づき当社が第三者によるdカードサービスの不正利用（紛失・盗難等に起因する場合を除く）があったと判断したときは、本条第3項に定める各事由に該当する場合を除き、当社は、本会員が被るそのdカード利用代金相当の損害を補てんします。</u></p> <p>2～6（略）</p> <p>〈第4章 dカード利用代金等の決済方法〉（略）</p> <p>〈第5章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉</p> <p>第34条（略）</p> <p>第35条（dカードサービスの利用停止）</p> <p>1（略）</p> <p>2 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、会員のdカードサービスの一部又は全部について利用停止の措置を採ることがあります。また、第2号から第6号までによるdカードサービスの利用停止の措置を採る場合には、加盟店又はATM機等を通じてdカードの回収を行なありますが。この場合、会員は、異議なく回収に応じていただきます。</p> <p>（1）～（9）（略）</p> <p>（10）<u>「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等、その他関連法令に違反するおそれがあると当社が判断したとき</u></p> <p>（11）（略）</p>
--	---

<p>3 (略)</p> <p>4 <u>第10条第5項に定める関連法令等</u>に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域において会員が d カードサービスを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、当該会員による d カードサービスの利用を制限することができるものとします。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 会員は、会員の d カードサービスの利用が停止されたとき、又は d カード契約の終了等により会員としての地位に基づく権利を喪失したとき、当社が加盟店（加盟店が d カードサービスの利用を可能とするため契約締結する決済代行会社、提携クレジット会社等の、当社以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し、これらの事実を通知する場合があることについて、あらかじめご承諾いただきます。</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 <u>犯収法等</u>に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域において会員が d カードサービスを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、当該会員による d カードサービスの利用を制限することができるものとします。</p> <p>5 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第36条～第39条 (略)</p>	<p>第36条～第39条 (略)</p>
<p>〈第6章 雜則〉 (略)</p>	<p>〈第6章 雜則〉 (略)</p>
<p>第2部 ショッピングサービス</p> <p>〈第1章 ショッピングサービスの利用〉</p> <p>第49条～第57条 (略)</p> <p>第58条 (継続的利用代金の支払手段としての利用手続き)</p> <p>1 会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段として d カードサービスを利用することができます。この場合、会員は、d カードの有効期限の更新やサービス区分の変更等により会員番号若しくはその有効期限等が変更されたとき、d カードサービスの利用が停止されたとき、又は d カード契約の終了等により会員としての地位に基づく権利を喪失したときには、その旨を加盟店に対し通知の上決済手段の変更手続きを行うものとします。また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社が、<u>変更後の会員番号、有効期限等及び d カードの有効期限等の変更内容</u>及び</p>	<p>第2部 ショッピングサービス</p> <p>〈第1章 ショッピングサービスの利用〉</p> <p>第49条～第57条 (略)</p> <p>第58条 (継続的利用代金の支払手段としての利用手続き)</p> <p>1 会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段として d カードサービスを利用することができます。この場合、会員は、d カードの有効期限の更新やサービス区分の変更等により会員番号若しくはその有効期限等が変更されたとき、d カードサービスの利用が停止されたとき、又は d カード契約の終了等により会員としての地位に基づく権利を喪失したときには、その旨を加盟店に対し通知の上決済手段の変更手続きを行うものとします。また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社が、会員番号、<u>その有効期限等の変更内容</u>及び</p>

ドサービスの利用可否に関する情報を（不正利用に関する情報を含みます。）を加盟店（加盟店がdカードサービスの利用を可能とするため契約締結する決済代行会社、提携クレジット会社等の、当社以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知する場合があることについて、あらかじめご承諾いただきます。

2 カード会員番号が「4980」、「5302」又は「5334」から始まるdカードにかかるdカード利用規約（会員規約）に基づく契約を締結している本会員は、解約新規申込により、本規約に基づくdカード契約を新たに締結した場合、会員自らが加盟店に対し、新たに締結したdカード契約の会員番号、有効期限等の内容を通知の上決済手段の変更を行うものとします。ただし、一部の加盟店（本項において以下、加盟店がdカードサービスの利用を可能とするため契約締結する決済代行会社、提携クレジット会社等の、当社以外の法人等を経由する場合を含みます。）については、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社が、会員が新たに締結したdカード契約の会員番号、その有効期限等の内容及びdカードサービスの利用可否に関する情報を当該加盟店に対し通知することをあらかじめご承諾いただきます（なお、会員番号、その有効期限等の加盟店に対する通知を当社が行うことを保証するものではありません。）。

第59条～第62条（略）

第2章・第3章（略）

第3部 キャッシングサービス

第1章～第4章（略）

【別紙】（略）

dカードサービスの利用可否に関する情報を加盟店（本条において、加盟店がdカードサービスの利用を可能とするため契約締結する決済代行会社、提携クレジット会社等の、当社以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知することをあらかじめご承諾いただきます。

2 カード会員番号が「4980」、「5302」又は「5334」から始まるdカードにかかるdカード利用規約（会員規約）に基づく契約を締結している本会員は、解約新規申込により、本規約に基づくdカード契約を新たに締結した場合、会員自らが加盟店に対し、新たに締結したdカード契約の会員番号、有効期限等の内容を通知の上決済手段の変更を行うものとします。ただし、一部の加盟店については、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社が、会員が新たに締結したdカード契約の会員番号、その有効期限等の内容及びdカードサービスの利用可否に関する情報を当該加盟店に対し通知することをあらかじめご承諾いただきます（なお、会員番号、その有効期限等の加盟店に対する通知を当社が行うことを保証するものではありません。）。

第59条～第62条（略）

第2章・第3章（略）

第3部 キャッシングサービス

第1章～第4章（略）

【別紙】（略）